

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年 1 月 27 日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国 民 年 金 関 係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500792 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500246 号

## 第1 結論

請求者のA社における平成 19 年 12 月 21 日の標準賞与額を 18 万 8,000 円に訂正することが必要である。

平成 19 年 12 月 21 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 19 年 12 月 21 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 52 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 19 年 12 月 21 日

A社から支給された賞与のうち、請求期間に係る賞与について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっている。

賞与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賞与明細書により、請求者は事業主から平成 19 年 12 月 21 日に 20 万円の賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、上記賞与明細書により、当該賞与額に見合う標準賞与額より低い標準賞与額 18 万 8,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、18 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 19 年 12 月 21 日の請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の平成 19 年 12 月 21 日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500875 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500247 号

## 第1 結論

請求者のA社における平成 21 年 12 月 7 日の標準賞与額を 58 万 7,000 円に訂正することが必要である。

平成 21 年 12 月 7 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 21 年 12 月 7 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 37 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 21 年 12 月 7 日

A社に勤務した期間のうち、請求期間に支給された賞与について、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、請求期間は、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された平成 21 年冬期賞与の賃金台帳並びに請求者から提出された賞与明細書及び普通預金通帳の写しにより、請求者は事業主から平成 21 年 12 月 7 日に 60 万円の賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、上記賃金台帳及び賞与明細書により、当該賞与額に見合う標準賞与額より低い標準賞与額 58 万 7,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳及び賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、58 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 21 年 12 月 7 日の請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 21 年 12 月 7 日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500814 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1500081 号

## 第1 結論

平成 20 年 4 月から平成 21 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていた期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 60 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 20 年 4 月から平成 21 年 3 月まで

私は、平成 13 年 4 月から平成 24 年 3 月まで県立高校の学生であった。20 歳になり国民年金に加入してからは国民年金保険料の学生納付特例の申請を市役所で毎年行っていたにもかかわらず、請求期間が未納期間となっているので学生納付特例期間に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された高等学校の在学証明書により確認できる在学期間のうち、請求者が 20 歳となった平成 17 年 \* 月から平成 24 年 3 月までの期間については、請求期間である平成 20 年度を除く平成 17 年度から平成 19 年度までの期間及び平成 21 年度から平成 23 年度までの期間の国民年金保険料に係る学生納付特例の申請が行われ、厚生年金保険加入期間及び国民年金保険料の法定免除期間を除き、学生納付特例による国民年金保険料の納付猶予期間とされていることがオンライン記録により確認できる。

しかしながら、日本年金機構は、同機構が保管する平成 17 年度から平成 23 年度までの国民年金保険料学生納付特例申請書（以下「申請書」という。）を確認したが、請求者に係る申請書について、平成 17 年度から平成 19 年度までの期間及び平成 21 年度から平成 23 年度までの期間に係る申請書は保管されているものの、請求期間に係る申請書は保管されていない旨回答している。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料に係る学生納付特例の申請を行ったことを示す関連資料はなく、請求期間の国民年金保険料に係る学生納付特例の申請を行ったことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500865 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1500082 号

## 第1 結論

昭和 53 年＊月から昭和 61 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 33 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 53 年＊月から昭和 61 年 3 月まで

私は、20 歳を過ぎた頃、生前の母に私の国民年金について確認したところ、20 歳になった時から国民年金保険料を納付していると聞いた。また、再就職してしばらくたった昭和 60 年頃に、母が私の国民年金保険料を納付し続けていることを知り、私は、厚生年金保険に加入しているので、国民年金保険料の納付をやめるよう母に依頼した覚えがある。昭和 53 年＊月から昭和 57 年 5 月までの期間及び昭和 59 年 4 月から同年 8 月までの期間については国民年金の未加入期間となっているので国民年金保険料を納付した期間に訂正し、昭和 57 年 6 月から昭和 59 年 3 月までの期間及び昭和 59 年 9 月から昭和 61 年 3 月までの期間については厚生年金保険に加入しているので国民年金保険料を還付してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者が 20 歳になった昭和 53 年＊月頃に請求者の国民年金の加入手続が行われた場合には、請求者に対して国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）が払い出されることとなるが、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索において請求者に係る記号番号を確認することができない。

そのほか、請求者の母親が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。